

税のたより ¥! ?

家屋を取り壊したら連絡を

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務課固定資産税係へ連絡してください。その後、税務課で調査を行い、次年度の課税に反映します。

届けがない場合、現地確認ができないこともあり、翌年度以降も今年度と同様の課税がされることになりかねません。

適切な課税を行うためにも皆さんのご協力をお願いします。

なお、法務局へ建物滅失登記申請をした場合、連絡は不要です。

問 役場 税務課 内線160

個人事業税第1期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、納期限までに納付してください。

納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては、お間違いのないように注意してください。

問 西尾張県税事務所 課税第1課 県民税・事業税第2グループ ☎0586(45)3279



▲詳細は県HP

相談窓口

予 予約制



▲その他の相談

相談窓口	とき		ところ	予約・問合せ先
予 弁護士による無料法律相談	9/15(火) ※8/3(月) 8:30~ 予約開始	14:00~16:00 (1組25分程度)	総合福祉センター 1階 相談室	社会福祉協議会 ☎(441)1820
予 司法書士による相続登記・成年後見等相談	9/8(火) ※8/3(月) 8:30~ 予約開始			
人権・行政相談	8/12(水)	13:00~15:00	役場 2階 第2会議室	民生課 内線142